

平成20年度生活保護法実施方針

小田原市福祉事務所

【実施方針策定の背景】

本市における生活保護受給者は、依然増加傾向が続いているが、被保護世帯の状況を世帯類型に見ると、高齢世帯が51.7%とその半数以上を占め、その割合は年々増加傾向にある。

それに対し、母子世帯については、昨年度より個別のプログラムを積極的に導入し、前年を下回る状況である。この2点が本市の特徴と言える。

近年、雇用情勢にやや回復傾向が見られるものの、いわゆるホームレス問題やドメスティックバイオレンス、ひきこもりなどが深刻な社会問題としてクローズアップされており、このような状況の中で、社会的なセーフティーネットである生活保護には、常に現代的な社会問題への対応が求められ、担うべき責務がますます増大するとともに、その実施機関として、適正な判断と運営がよりいっそう重要視されることとなる。

また、このような社会的要請に対応していくため、生活保護制度自体もその在り方の見直しを図られ、自立支援プログラムの導入等、既往における現業員による個別指導から、より組織的かつマニュアル化した実施体制の構築が目指されている。同時に、事務執行の一層の効率化や迅速化等の社会的要求に応えていくことも強く認識していかなければならない。

そのため、今まで以上に組織的な運営管理の推進が必要であるとともに、個別具体的な指導援助の充実が不可欠である。

一方、保護の適正実施の観点から、活用し得る他方施策の把握及び活用が重要であり、社会福祉法に定める現業員の配置についても改善が必要である。

以上を踏まえ、社会保障制度の根幹としての生活保護法のもつ意義と役割を十分認識し、また、市民の最後のよりどころである本法を安定的かつ有効に機能させるため、本市における生活保護行政の実施方針（基本事項）を次のように定める。

I 相談援助活動の推進

(1) 専任面接員の配置

増加する要保護者からの相談に的確に対応し、継続的・安定的相談体制を維持するため、専任面接員2名の配置とする。

(2) 民生委員等との連携

民生委員等との連携を密にして、要保護者の把握及び情報収集に努める。

(3) 関係機関との連携による他法他施策の活用

要保護者に対する生活相談の中で、他法他施策の活用を十分行い得るよう、職員の知識の涵養に努めるとともに、関係機関との連携を強化する。

II 実施体制の強化

(1) 査察指導機能の充実

本年度より、査察指導員1名が増員されたことで、よりきめ細やかな業務の推進及び迅速な対応に努める。現業活動の掌握を常時行い、適宜必要な指示・助言が出来るよう査察指導台帳を作成し有効に活用していく。また、ケース審査の中で訪問活動の進行管理を行うとともに、ケースの実態に応じた援助方針やケース格付となっているかをチェックしていく。

(2) 保健・医療・福祉・労働・警察との協力体制の強化

被保護者が抱える福祉ニーズの多様化に対応するため、関係機関との協力体制を緊密にしていく。

近年、生活保護に関する事件等が多発しており、本市においても昨年の傷害事件や恐喝事件が起き緊迫した状況にあることから、警察との連携強化を図っていく必要がある。

(3) 現業員の確保及び資質向上

平成19年度において現業員1名が増員されたが、なお標準数に満たない状況のため、今年度も人事担当部門に積極的に増員要望を行っていく。

また、業務遂行に必要な専門知識や技能習得のために、所内研修会を実施するとともに、外部の研修会・研究会に積極的に参加する。

(4) ホームレス問題への対応

ホームレスに対しては、定期的に市内を巡回し、無料・低額宿泊施設とも連携を図りながら、自立支援を促進しつつ、全国調査に備えて準備を進める。

III 生活保護の適正実施

(1) 年金受給（特別支給の老齢厚生年金）及び自立支援医療の活用に係る調査実施

「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」（平成 18 年 9 月 29 日付け社援保発第 0929003 号・社援指発第 0929001 号厚生労働省社会・援護局保護課長・総務課監査指導室長連名通知）において指摘された年金受給(特別支給の老齢厚生年金)及び自立支援医療の活用に係る調査を引き続き積極的に推進し、生活保護の適正実施に努める。

(2) 扶養義務調査の徹底

扶養義務者宛名のデータ化を引き続き推進し、特に継続ケースの扶養義務者に対して扶養義務の履行を強く求めていく。また、管内に居住する扶養義務者、特に生別母子世帯の前夫及び転出した子については、直接自宅訪問し、扶養を求めていく。

(3) 不正受給者への対応

不正就労をはじめ、不実の申告、母子家庭における児童扶養手当の支給要件欠如等、保護の適正実施のために法第 29 条調査の実施等を推進する。

また、車両の保有や運転等については、訪問時の確認事項として注意深く行い、事実が発覚した場合には速やかに指導を行う。

IV 自立支援プログラムの充実

(1) 就労支援プログラムの強化

求職、就職に関する知識、経験を有する就労支援員が、現業員による被保護者の就労指導を補助し、被保護者の自立を促進する。

(2) 自立支援プログラムの実施、改定

各プログラムの実効性をより高めるために、引き続き問題点や矛盾点の洗い出しを行い、適宜、改定を行う。

また、退院促進個別援助プログラムの有効活用のため改定を行う。

V 医療扶助・介護扶助の適正運営

(1) 嘱託医の有効活用

医療扶助受給者の生活指導及び稼働能力の有無について、嘱託医からの指導・助言を有効に活用する。

(2) レセプト点検・医療扶助業務の委託

レセプト点検、医療券、要否意見書の発行管理、医療ファイルの整備等については、効率的な事務執行を行うため、昨年度に引き続き専門能力を有する事業者へ委託し、医療扶助の適正運営に資する。また、常時、最新状態に整備された医療ファイルに基づき、被保護者の病状等を的確に把握し、処遇の充実を図る。

(3) 退院促進員の配置

退院促進個別援助プログラムを推進するため退院促進員を新たに設置し、長期入院患者の退院促進を援助し、併せて年々増大する医療扶助費の抑制を図る。

(4) 介護扶助運営マニュアルの見直し等

介護扶助の運営を適正に進めるため、平成14年度に作成した介護扶助マニュアルの見直しを行うとともに、介護プランと介護給付費公費受給者別一覧表との突合を毎月実施していく。